

令和8年6月2日

令和8年第2回貝塚市議会定例会議案参考資料

目 次

議案種別・番号	参 考 資 料 名	頁
報告第8号参考	令和8事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業予定	3
議案第28号参考	貝塚市立ひと・ふれあい館条例施行規則（案）	4

令和 8 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業予定

【市民参加・参画型事業】

事業・タイトル	実施時期等
令和 8 年度大阪府合唱コンクール（中学・高校の部）（受託事業）	8 月 30 日
第 32 回コスモス高校演劇フェスティバル（受託事業）	11 月 7・8 日
第 48 回泉南地区高等学校連合音楽会（受託事業）	12 月 26 日
コスモス吹奏楽カーニバル 2027（自主事業）	1 月 30 日

【鑑賞型事業】

事業・タイトル	実施時期等
桂二葉独演会（自主事業）	4 月 4 日
昭和歌謡コンサート（自主事業）	5 月 9 日
笑福亭たま独演会（自主事業）	6 月 27 日
音を楽しむ（自主事業）	9 月 26 日
笑福亭福笑・笑福亭たま親子会（自主事業）	10 月 31 日
春風亭一之輔独演会（自主事業）	11 月 23 日
神野美伽コンサート（自主事業）	1 月 17 日
コスモスシアター文楽（学校芸術鑑賞会）（自主事業）	1 月 29 日 ※ 2 回公演
第 68 回 秋桜寄席（自主事業）	2 月 13 日
原田慶太楼×大阪交響楽団（自主事業）	2 月 23 日

【地域活性化事業】

事業・タイトル	実施時期等
貝塚熊取吹奏楽祭（受託事業）	7 月 19 日
第 27 回 yosakoi ソーリャ! 祭り（自主事業）	7 月 26 日
DANCE FESTIVAL vol.10（自主事業）	8 月 2 日
マルシェ COSMOS（自主事業）	随時決定
コスモスロビーコンサート（自主事業）	随時決定

【オリジナル企画制作事業】

事業・タイトル	実施時期等
連携事業（自主事業）	随時決定

【広報/その他】

事業・タイトル	実施時期等
「コスモス壺番地」「ポーリエ」編集・発行・配布	年間

貝塚市立ひと・ふれあい館条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、貝塚市立ひと・ふれあい館条例（令和 年貝塚市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第 2 条 貝塚市立ひと・ふれあい館（以下「館」という。）の各施設の開館時間及び休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間	休館日
隣保館及び地域交流センター	午前 9 時から午後 9 時まで	(1) 日曜日 (2) 休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。） (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
公衆浴場	午後 4 時から午後 10 時まで	(1) 日曜日 (2) 1 月 1 日

（会議室等の使用許可等）

第 3 条 条例別表会議室等の使用料の表に掲げる室（以下「会議室等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用予定日（引き続き 2 日以上使用するとき、その最初の日）前 2 月以内に、貝塚市公共施設利用予約システム（電気通信回線を利用して市が設置する公共施設の使用の許可の申請等に係る事務を処理するシステムをいう。以下「予約システム」という。）を使用する方法（その者において予約システムを使用することにつき困難な事情があるか又は予約システムの使用によることが適当でないと市長が認めるときは、書面その他の方法。以下同じ。）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その使用目的及び内容を審査した上、許可の可否を決定し、予約システムを使用する方法により申請者に通知するものとする。

（会議室等の使用料の納付）

第 4 条 前条の規定により会議室等の使用の許可を受けた者は、会議室等を使用する時までに使用料を納付しなければならない。

（公衆浴場の使用許可等）

第 5 条 公衆浴場（以下「浴場」という。）の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ使用料を納付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による使用料の納付があったときは、使用券を交付する。

3 浴場を使用しようとする者が、前項の規定により使用券の交付を受けたとき、又は次条の規定により使用料の免除を受けたときは、浴場の使用の許可があったものとみなす。

（使用料の免除）

第 6 条 条例第 8 条第 2 項の規定により使用料を免除することができる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- (1) 会議室等 次のいずれかに該当する場合
ア 市議会及び市の執行機関が使用するとき。

イ 市の執行機関が主催し、又は共催する事業に使用するとき。

ウ 条例第4条（第8号を除く。）に掲げる事業に適合する目的で使用するとき。

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う市内の団体が公用若しくは公益又はその事業を行うために使用するとき。

オ 主として市内に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公用又は公益のために使用するとき。

カ 主として市内に居住し、在勤し、又は在学する未成年者により構成する団体が社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する目的に沿った活動のために使用するとき。

キ その他市長が特に必要があると認めるとき。

(2) 浴場 前号イ又はキのいずれかに該当する場合

2 使用料の免除を受けようとする者は、会議室等の使用料にあつては予約システムを使用する方法により、浴場の使用料にあつては書面により市長に申請しなければならない。

(使用料の返還)

第7条 条例第8条第3項ただし書の市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。

(1) 天災地変等により使用することができなかつたとき。

(2) 条例第8条第1項に規定する使用者（以下「使用者」という。）の責めに帰することのできない特別の事由がある場合において、使用料を返還することが適当であると認められるとき。

(3) 会議室等の使用者が、使用予定期日前2日までに、会議室等を使用しない旨の申出をしたとき。

2 使用料の返還を受けようとする者は、会議室等の使用料に係るものにあつては予約システムを使用する方法により、浴場の使用料に係るものにあつては書面により市長に請求しなければならない。

(特別の設備)

第8条 条例第9条第1項ただし書の規定による市長の許可を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(許可内容の確認)

第9条 会議室等の使用の許可を受けた者は、その使用に当たっては、予約システムにより当該許可の内容を確認できる状態にし、又は許可を受けたことを証する書面を携帯し、職員からの求めに応じ、これらを提示しなければならない。

(入館等の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 館を利用する者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はそのおそれのある者

(2) 館を利用する者の迷惑となり、又はそのおそれのある物品又は動物の類を携帯する者

(3) 建物、設備及び備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はそのおそれのある者

(4) 次条の規定に違反した者

(5) 前各号に掲げるもののほか、館の管理上支障があると認められる者

2 前項に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する者には、浴場への入場を禁止し、又は浴場からの退場を命ずることができる。

(1) 伝染性の疾病にかかっている者と認められる者

- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 保護者が同伴しない小学校就学の始期に達するまでの者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、浴場の管理上支障があると認められる者
(遵守事項)

第11条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けていない会議室等又は浴場には立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (3) 許可なく物品の販売又はこれに類する行為を行わないこと。
- (4) 許可なくポスター、ビラ等を配布し、又は掲示しないこと。
- (5) 使用した設備、備品等は、直ちに整理整頓し、清潔の保持に努めること。
- (6) その他職員の指示に従うこと。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。